

令和4年(2022年)3月31日

姫路市教育委員会 様

姫路市情報公開審査会

会長 小林 直樹

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年2月16日付けで諮問のあった、下記公文書の公開請求に対して姫路市教育委員会が行った非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

「姫路まつり屋台の新調・修理をする場合、県指定重要無形民俗文化財の資格をもつ、6つの神社が事前見積書を個人等で申請し、県を通過しているもの、していないものの事前見積の申請書リスト」

答 申

1 審査会の結論

令和3年10月13日付けで姫路市教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った「姫路まつり屋台の新調・修理をする場合、県指定重要無形民俗文化財の資格をもつ、6つの神社が事前見積書を個人等で申請し、県を通過しているもの、していないものの事前見積の申請書リスト」についての非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の概要

- (1) 令和3年9月29日、審査請求人は、「姫路まつり屋台の新調・修理をする場合、県指定重要無形民俗文化財の資格をもつ、6つの神社が事前見積書を個人等で申請し、県を通過しているもの、していないものの事前見積の申請書リスト」について公文書の公開請求を行った。
- (2) 令和3年10月13日、文化財課は、対象公文書が存在しないことを理由に、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第2項に基づき非公開決定をした。
- (3) 審査請求人は、令和4年1月11日、姫路市教育委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年1月11日付け審査請求書及び口頭意見陳述による審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和3年9月14日に兵庫県教育委員会文化財課に問い合わせをしたところ、担当者から「事前見積書」の存在を知らされた。
- (2) 令和3年12月28日に屋台の技術の伝承者から、事前見積書を提出し補助金を獲得したという証言を得た。
- (3) 平成29年1月29日付けの神戸新聞に「国の文化財指定を受ければ道具の修理や新調などの費用の半額が補助対象となり、県や市町の補助も受けられる。県指定でも県と市町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。」という記事が存在する。

4 実施機関の主張要旨

- (1) 一般的に補助事業に関して見積書を徴する可能性としては、予算要求を含めた事前の計画段階での参考資料として徴する場合、そして、補助事業の申請に際して事業費額を裏付ける資料として添付する場合が考えられる。

しかしながら、神社の祭礼などを対象とする無形民俗文化財に関して文化財課が所管する市の補助金は、これまで制度として存在しておらず、これらの無形民俗文化財

の屋台の新調・修理に際して見積書を徴することはない。そのため、事前見積書、そのリスト又は、それに類する文書は存在しない。

審査請求人は、審査請求書添付の書類のほかには審査請求人の主張を裏付ける証拠書類等を提出しておらず、弁明書に対する反論も行っていない。審査請求人の主張は、単なる憶測に基づくものである。

- (2) 令和4年1月12日に審査庁が兵庫県教育委員会文化財課に電話で問い合わせを行ったところ、審査請求人との接触は確認できたものの、審査請求人に対し一般的な補助制度について説明したが、当該事前見積書については、ありません、わかりませんと回答し、修理をされた方（氏子等の関係者）に確認してくださいと審査請求人に伝えたとのことであった。また、県指定重要無形民俗文化財という根拠で、屋台の新調や修理で補助金を出した記録はないとのことであった。
- (3) 令和4年1月27日に審査庁が、屋台の技術の伝承者に電話で問い合わせを行ったところ、審査請求人との接触は確認できたものの、審査請求人に対しては、姫路市以外の地区の自治会が何かの助成を受け、自治会から修理を依頼されて獅子舞等を修理したことがあると伝えたとのことであった。なお、伝承者自身が屋台修理や伝統技術を持つ職人ということで補助金を受け取ったことはないとのことであった。
- (4) 姫路市には国指定の重要無形民俗文化財が存在しないが、兵庫県指定の重要無形民俗文化財は存在する。市町が3分の1を負担することについては、各市町の政策判断にゆだねられるものであり、兵庫県下の他市町については、補助制度として存在する可能性はあるが、姫路市にはこれまで存在しない補助制度である。

5 審査会の判断理由

本件処分において、実施機関が主張する、対象公文書が存在しないという非公開理由について、次のとおり検討を行った。

- (1) 神社の祭礼などを対象とする無形民俗文化財に関して文化財課が所管する市の補助金は、これまで制度として存在していないことから、これらの無形民俗文化財の屋台の新調・修理に際して見積書を徴することを含め補助金に関する事務を行うとは考えられない。そのため、事前見積書、そのリスト又はそれに類する文書が存在する可能性は極めて低い。また、県に対し市が経由機関として申請書を送付する際には、市に副本を残すが、県補助を申請した実績がないのでその文書が存在するとも考えられない。

対象公文書が存在しないという実施機関の主張には合理性があり、妥当であると認められる。

- (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、県文化財課や屋台の技術の伝承者からの証言、神戸新聞の記事を根拠に対象公文書が文化財課に存在すると主張しているが、実施機関の弁明書に対する

反論書を提出していない。また、対象公文書が存在すると考える証拠の提示もなく、審査請求人の憶測に基づく主張と認めざるを得ないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件公文書を非公開とした決定は、妥当である。

(参考)

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和4年2月16日	—————	諮問書提出
令和4年3月 1日	令和3年度第2回審査会	諮問説明、口頭意見陳述 審査
令和4年3月25日	令和3年度第3回審査会	審査
令和4年3月31日	—————	答申